

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年11月5日（金）②

杉 並 区 議 会

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| 定例会の提案事項について | 3 |
| 定例会の日程について | 3 |
| 本会議の会議録署名議員について | 3 |
| 一般質問について | 3 |
| 発言通告について | 4 |
| 区議会だよりの発行協力依頼について | 5 |
| 議会紙資料の削減について | 5 |
| 会議規則の欠席事由等について | 6 |

議会運営委員会理事会記録

| | | |
|---------------|---|--|
| 日 時 | 令和3年11月5日(金) 午後3時39分～午後3時53分 | |
| 場 所 | 第3・4委員会室 | |
| 出席理事 (8名) | 理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 奥 山 たえこ 理事 新 城 せつこ | 理事 井 口 かづ子 理事 山 田 耕 平 理事 太 田 哲 二 理事 岩 田 いくま |
| 欠席理事 | (なし) | |
| 理事以外の 出席議員 | 議 長 大和田 伸 | 副議長 山本 ひろ子 |
| 出席理事者 | | |
| 事務局職員 | 事務局 長 渡 辺 幸 一 調 当 係 長 武 士 清 亮 担 当 書 記 出 口 克 己 | 事務局次長 内 藤 友 行 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男 |

(午後 3時39分 開会)

大泉理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《定例会の提案事項について》

大泉理事 初めに、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。区長から、条例が6件、契約が4件、事務の委託が1件、規約の変更が1件、補正予算が2件、指定管理者の指定が3件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、専決処分の報告が1件、以上19件の案件が提出される予定となっております。

除斥対象の案件がないかどうか、この後、議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員に御確認のほどお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会、理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へお申出いただきますよう、各会派の議員にお伝えください。非交渉会派については、事務局から説明をお願いいたします。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、第4回定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。10月15日の議運で決定した内容と変更はございません。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、日程については資料のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。第4回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりです。

なお、本会議の日程が追加された場合などは、改めてお知らせをいたします。

大泉理事 この件については、よろしくをお願いいたします。

《一般質問について》

大泉理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 一般質問の通告の開始につきましては、臨時会等の日程の都合で、この後、午後4時30分を予定してございます。通告の期限は11月10日水曜午後1時までとなります。本日午後4時30分の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。最終日の質問希望者についても、同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めに御通告くださるよう、御協力をお願いいたします。

なお、本日の通告の期限につきましては、時間が短くて申し訳ございませんが、午後5時15分までとさせていただきます。総務課による聞き取りは午後5時15分を過ぎることもあるかもしれませんが、通告用紙は時間までに提出をお願いいたします。

また、この後開催の議会運営委員会で、各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——なければ、この後開催の議会運営委員会で、各会派の質問予定人数をお知らせください。

本会議では、各会派から報告いただいた質問予定者数を上回ることはないように、御協力をお願いいたします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告に御協力をお願いしたいと思います。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、いずれも発言通告は、2日前の午後5時までとなります。

本会議初日、11月15日月曜の発言通告は11月11日木曜午後5時まで、中日、11月18日木曜の発言通告につきましては11月16日火曜午後5時まで、最終日、12月3日金曜の発言通告につきましては、12月1日水曜午後5時までです。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、発言通告の期限については、この後開催の議会運営委員会で確認をし、了承を得ることいたします。

定例会の案件は以上となりますが、新型コロナウイルス感染症対策の件で、一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行は、8月の感染拡大の時期から比較すると、新規感染者数の減少が見られ、緊急事態宣言も解除されております。一部、会議前の検温方法について、各議員が御自身で検温をしていただくように事務局から変更の連絡がありま

したけれども、第6波の再拡大に備える必要もあります。これまで実施してきた各種感染症対策は、緩めることはなく継続してまいりたいと存じます。

議員の皆様への引き続きの御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

大泉理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。区議会だより第259号につきましては、4定の一般質問、会派の年頭挨拶などの内容で、新年1月1日の発行を予定しております。質問原稿の提出など、裏面の発行計画（案）に従いまして、御協力のほどよろしくお願いいたします。

大泉理事 この件につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

《議会紙資料の削減について》

大泉理事 次に、議会紙資料の削減について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料5を御覧ください。議運理事会におきまして継続の扱いとなっておりました議会紙資料の削減のうち、特別委員会活動経過報告についてです。

「1 削減の方向性」を御覧ください。

報告書の内容は、区議会ホームページやSideBooksなどで情報共有は図られているものの、特別委員会の終了時期などを判断する必要があることから、報告書の内容を簡素化しても、報告すること自体に意義があるとの御意見が出されておりました。当該意見を踏まえまして、報告書の内容を精査した上で、紙による配付はやめ、電子データによる配付といたします。1枚おめくりいただき、報告書の案文のサンプルとして、災害対策・防犯等特別委員会を添付しておりますので御確認ください。

「2 実施時期」につきましては、4定から予定をしております。この内容で了承が得られれば、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

なお、既に議運で了承が得られております特別委員会活動経過報告以外の記載の資料、紙資料4点につきましても、電子データによる配付を4定から開始することといたしたいと思っております。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 事務局のほうでいろいろと検討くださいます御配慮くださったこと、ありがとうございます。これでよろしいかと思っております。

大泉理事 それでは、議会紙資料の削減については、この後開催の議会運営委員会で確認をし、了承を得ることといたします。

《会議規則の欠席事由等について》

大泉理事 次に、会議規則の欠席事由等について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料6を御覧ください。

令和3年2月に全国市議会議長会から、標準市議会会議規則の一部改正についての通知がございました。内容は、欠席事由として育児、看護、介護などを明文化し、出産に係る産前産後期間を定めることについて検討を依頼されたものです。

なお、通知にある請願に係る署名押印の見直しにつきましては、既に杉並区では対応済みです。

次ページ以降に、改正の理由や考え方、運用について記載がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次の資料を御覧ください。標準市議会と杉並区の会議規則欠席の届出の規定の対照表です。右側が現在の区の規定、左側が標準市議会会議規則の該当条文を記載したものです。

第1項に、欠席事由の例示が増えていること、また「事故」の表現が「やむを得ない事由」に変更され、第2項に、出産の産前産後の期間を明らかにして届けることができることとされています。

次の資料を御覧ください。平成28年に議員報酬の諸課題に関する研究会がまとめた報告書です。当区の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第4条の2において、議員報酬の減額について定められているところですが、この報告書5ページ「(4) その他の事項について」の3段落目の最後の記載によると、「適用除外事項には『出産』を含めないこととした。」結論が既に出されております。

また、先ほどの全国市議会議長会の通知、4ページ、「4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について」の記載では、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否か、留意する必要があるとの趣旨が書かれております。今回、会議規則の欠席事由の検討と併せて、議員報酬の減額対象について御検討をいただきたいと存じます。

今後の予定ですが、議運理事会において協議を重ね、改正が合意されれば、4定の最終日に議決をと考えております。

本日は説明のみとさせていただき、本件は会派でお持ち帰りの上、会議規則改正の有無、改正ありの場合は事由の明示について標準の準用でよいか、また、出産に係る期間

の規定を設けるか否か、期間については標準の準用でよいか、減額条例の適用除外の扱いとするか否か、以上について、11月15日を期限に、各会派の意見を事務局までお願いしたいと存じます。

大泉理事 今説明にありましたとおり、今日はこの件をお持ち帰りいただきまして、各会派でそれぞれ御意見を伺っていただいて、11月15日という期限の中で、各会派の御意見をお持ちいただくというような形を取らせていただきたいと思いますけれども、今説明いただいた中で、何かございますか。

奥山理事 いろいろ挙げられている理由なんですけど、これは議員本人ではなくて、介護の必要があるとか出産とかそういうことなんですけれども、本人がけがをして動けないとか大病を患ったとかといったことは想定されていないのかどうかということと、もしくはそれも含まれているのかどうか。それからあと、もしそういうことも含むのであれば、それをどのようにして証明するのか。例えば1回1回医師の診断書を提出するといったようなこと、これはほかの人の、家族なんかに対してもあると思うんですが、そういったことまで想定しているのかどうかだけ、今、先に教えていただければと思います。

大泉理事 議員本人というのはここに書いてある話ではなくてですか。どこを取ってあれなんですか。

奥山理事 介護とか出産とかですよ、出産は本人にはなりますけれども、つまり、議員本人が大けがをして……

大泉理事 まず、第11条というところを読んでいただくと、「議員が、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、」というところの書き出しですよ。これは議員本人が対象となっていないという読み方になるということですが。

奥山理事 議員本人のけがとかというのは含まれているんですかね。疾病になりますか。

大泉理事 あと、「その他のやむを得ない事由」というところなのかもしれませんし……

奥山理事 そこに入るわけですね。分かりました。ありがとうございます。

もう一つは、それを例えば証明するような診断書などの提出まで求めるのかどうか、ということは想定されているのかどうか。もしくは、それも今後の話合いになるのかどうかということだけ、今時点で教えていただければと思います。

大泉理事 じゃ、その手続的なところ、事務局次長、お願いします。

議会事務局次長 全国市議会議長会から出されているものの3ページの下段に書いてありますが、「欠席に関する届出の方法や書類（ex医師の診断書など）添付の必要性、」云々ということにつきましては、「各市議会において要綱や規程の制定で対応すること

が考えられる。」とありますので、そういう形を杉並区は取るかどうかというのも含めて、御意見をいただければと思います。

大泉理事 そのほか、何かございますか。

山田理事 これの回答用紙みたいなものがあって、そこに書いていくものなんですかね。それともこれをそのまま会派で検討ということなんでしょうか。

大泉理事 先ほど次長のほうから幾つか、こういったことについて検討してくださいというのは今口頭でありましたけれども、これを持ち帰ったときに、どういったところを要点として検討して持ち帰ればいいのかというところを、分かりやすい紙が御用意いただけるとありがたいですけれども、その辺どうでしょうか。

議会事務局次長 必要があればそういう形の、フォーマットのものを用意して、そこに御意見いただくような形でやっていただければと思います。

大泉理事 共通してそういった御意見を持ち帰ってきていただけるように、そういった用紙を用意していただいて、後ほど各会派にお配りをするということによろしいでしょうか。

そのほかには何か。よろしいですか。——それでは、先ほど申し上げましたけれども、この件について、11月15日めどにという中で、次回以降も引き続き協議をすることとさせていたいただきたいと思います。

日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 なければ、次回議運理事会の予定ですけれども、ほかの案件もありますので、11月18日本会議中日終了後に予定したいと思いますが、よろしいでしょうか。——それでは、皆様予定をお願いいたします。

ちなみに、先ほど11月15日を期限に、これは理事会の場に持ってきていただくということではなくて、事務局のほうにお持ちいただくということで。理事会自体は、予定として11月18日の本会議中日終了後に予定したいという形になりますので、それでよろしいでしょうか。——それでは、皆様予定のほど、お願いいたします。

以上で議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 3時53分 閉会)